

赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務に係る仕様書

1. 業務名

赤磐市国民健康保険特定健康診査受診率向上業務

2. 業務の目的

赤磐市の令和2年度特定健康診査の受診率は29.7%であり、「赤磐市国民健康保険データヘルス計画（第2期）」において設定した目標の36.0%を達成していない。令和4年度の目標54.0%を達成するため、KDBデータ等を活用し、特定健康診査受診率向上に向けたより効率的かつ効果的な施策を実施し、生活習慣病の早期発見と予防につなげる必要がある。

業務の実施にあたっては、データ分析、評価及び被保険者への関わり方等について専門的な医療知識やノウハウが必要となるため、受診勧奨などの受託実績がある業者へ委託するものとし、特定健康診査の受診率向上を図ることを目的とする。

3. 履行場所

赤磐市

4. 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

5. 業務の体制

受託者は本業務の遂行にあたっては、責任者及び担当者を置き、本市の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。また、責任者及び担当者は、特定健康診査受診率向上業務などの業務に3年以上従事した経験を有する者とする。

6. 業務の内容

市は受託者に対して、次の事業に係る業務を委託する。

(1) データ分析

受託者は、健診履歴・健診結果・問診票項目のデータ、及びレセプトデータを分析し、以下の業務を実施することで効率的かつ効果的な受診勧奨を実施する。

① 受診勧奨すべき対象者の特定

受託者は、健診対象者の年齢、受診履歴及び健康状態等をデータ分析した上でグループ設定し、受診勧奨すべき対象者を特定した一覧表及びその電子データを市に提出する。

市が提供するデータの想定は次のとおり。

※業務の実施にあたって真に必要となるデータは検討のうえ提供する。

ア レセプトデータ

・ 医科（入院・入院外）、DPC及び調剤レセプトデータ

イ 被保険者マスタ（個人・世帯）

ウ 特定健康診査データ

- ・ 特定健診未受診者CSVファイル
- ・ 特定健診結果等情報作成抽出（健診結果情報）ファイル
- ・ 特定健診結果等情報作成抽出（その他の結果情報）ファイル

②受診勧奨対象者の最終決定

受託者は、①で特定した一覧表をもとに、各グループの特性及び人数等について市と協議の上、受診勧奨対象者を最終決定し、「特定健診受診勧奨対象者リスト」として電子データを市に提出する。

(2) 受診勧奨

「特定健診受診勧奨対象者リスト」により通知勧奨を実施するとともに、グループの特性に応じ効率的かつ効果的な電話勧奨を行う。

① 対象人数

総数 約7,000人（想定） ※電話勧奨対象者数 3,500人

② 通知発送（想定）（電話勧奨は令和4年9月下旬から適宜）

○通知

第1回：令和 4年 9月20日（火）（約7,000人）

第2回：令和 4年12月15日（木）（約3,000人）※未受診者受診勧奨

○電話勧奨

電話勧奨の際には、応対マニュアルを市と協議の上作成し、対象者の特性及び通知の内容を踏まえて勧奨すること。

提供された対象者リストに基づいて専門職（保健師又は管理栄養士）が電話による勧奨を行う。架電時、特定健診の目的と意義について理解しやすく説明するとともに、次の内容を実施すること。

- ・ 不在又は通話中の場合は、実施日等を工夫して3回の架電をすること。
- ・ 特定健診・特定保健指導に関する質問や健康相談に対応すること。
- ・ 受診しない旨の意思表示をした被保険者からは、その理由を確認すること。
- ・ 特定健診受診券を紛失した場合は再発行が可能であることを伝え、受診につなげるように努めること。
- ・ 当年度すでに受診している場合や、国保の資格を喪失した場合などは受診できない旨を伝えること。

③ 通知物の印刷・発送

通知物の印刷（宛先印刷を含む）、通知物の形状により必要となる封入・封緘、発送は、受託者が実施する。また、郵送料も受託者の負担とする。

④ 通知の内容

第1回の通知は、対象者約7,000人に個別健診と集団健診の受診勧奨を行う。

第1回の通知は、圧着ハガキ（6面フルカラー）同等以上とすること。なお、作成にあたっては、市と協議の上、対象者の特性に合わせた効果的な内容とすること。

第2回の通知は、集団健診終了時点での未受診者に対して、1月19日（木）、20日（金）（いずれも予定）に行う未受診者対象健診の受診勧奨を行う。勧奨内容は市で作成することとし、ハガキ印刷（勧奨内容、対象者抽出及び宛名印刷含む）、郵送料を委託に含めること。

7. 成果品

受託者は、市が指定する日までに、勧奨結果について、受診・未受診別、年齢別、男女別等に集計・分析し、今後の取り組みについての検討及び立案を含め、令和5年3月31日までに報告書として電子データとともに市に提出すること。

8. 成果品の帰属

本業務における成果品及び業務上の作成資料等については、全て本市に帰属するものとし、本市の指定する時期に速やかに引き渡すものとする。

また、受託者は、本市の許可なく複製、公表又は第三者に提供してはならない。

9. 作業の進捗状況報告

責任者は、業務スケジュールを市と協議して定めるとともに進捗管理を行い、進捗報告を月2回程度行うものとする。受託者は委託期間において、適宜中間成果物の提供を求められた場合は、本市の指示に従うものとする。

10. 再委託の禁止

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、一部でかつ、主要な部分を除き、あらかじめ本市の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

11. 情報の保護

- (1) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に漏らしてはならない（資料の転写・複写・転載・閲覧及び貸出を含む。）。
- (2) 受託者は、本業務に関するデータの管理において、漏洩、滅失、棄損及び改ざんを未然に防止するために必要な措置を講じること。その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。
- (3) 受託者は、業務委託完了後、本業務の履行にあたり収集、管理したデータを速やかに市に引き渡すこと。なお、業務委託期間中であっても、市は、データ引き渡しを請求できる。

12. 個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、赤磐市個人情報保護条例（平成17年赤磐市条例第9号）を遵守し、適切な管理に努めなければならない。

また、機密情報として扱い、目的外利用、第三者への提供、漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理に必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

13. その他

- (1) 契約後、本仕様に定めのないことについて疑義が生じた場合は、必要に応じて本市及び受託者が協議して定めるものとする。
- (2) 契約後、本仕様の内容を変更する必要がある場合は、本市及び受託者が協議して定めるものとする。（新型コロナウイルス感染症に関連して、国の通知により特定健診が実施できない状況も考えられます。）
- (3) データの受け渡し、データの加工等に必要な機器の準備、運搬等にかかる費用については全て受託者の負担とする。